

平成 25 年度予算編成の基本方針（骨子）

平成 24 年 11 月 30 日
予算編成に関する閣僚委員会決定

「予算編成等の在り方の改革について」（平成 21 年 10 月 23 日閣議決定）に基づくトップダウン型の予算編成を推進するとの考え方のもと、平成 25 年度予算編成における調整の基本的な方針を以下のとおり示す。

1. 予算編成に当たっての基本原則

東日本大震災からの復興、福島再生を、引き続き最重要かつ最優先課題として全力で対応するとともに、「日本再生戦略」の実現によりデフレから脱却し我が国経済の再生を図ることが我が国の喫緊の課題である。一方で、我が国財政は厳しい状況にあり、中期財政フレーム（平成 25 年度～平成 27 年度：平成 24 年 8 月 31 日閣議決定）に定めた財政規律（歳出の大枠 71 兆円）を堅持することが必要である。

平成 25 年度概算要求組替え基準により、概算要求段階において既定経費（裁量的経費）の 10%削減等により▲1.2 兆円程度の歳出削減が行われたが、他方で、高齢化等による年金・医療等の増加分（0.8 兆円程度）や地方交付税交付金等の要求額の増加（0.3 兆円程度）もあり、特別重点要求・重点要求（計約 2.1 兆円）を含めた概算要求総額は、歳出の大枠 71 兆円を大きく上回る 73.4 兆円に達している。こうした中で、重点分野に重点的な予算配分を行い、現下の課題に対応するためには、以下の原則に従って、従前にはない府省の枠を超えた大胆な予算の組替えを行うことが必要不可欠である。

（1）最大効果原則

財政制約を踏まえ、限られた予算で最大の効果を追求する。必要性が認められる事業でも、事業内容の効率化・実効性の向上に努める。その際、予算・事業の成果目標等の定量的データを参考にしつつ、具体的な取捨選択を行う。

（2）誠実遵守原則

過去の以下の決定等を再確認し、当該内容を正確・誠実に遵守・尊重する。

- ① 日本再生戦略（平成 24 年 7 月 31 日閣議決定）
- ② 平成 25 年度概算要求組替え基準（平成 24 年 8 月 17 日閣議決定）
- ③ 事業仕分け及び各府省の行政事業レビューの結果

（3）重点重視原則

日本再生戦略に関連する特別重点要求及び重点要求（以下、「特別・重点要求と略記」）については一般要求よりも優先度が高いものであるべきであるとの認識のもと、一般要求を可能な限り削減し、特別・重点要求を最大限確保する。その際、単に既定予算を増額している事業や、要求府省の本来業務的な事業など、特別・重点要求としての実態を伴っていないものは、原則として一般要求と同列に扱う。

（4）代謝促進原則

一般要求についても、予算の硬直化の是正、諸課題への対応力向上を図るため、日本再生戦略、平成 25 年度概算要求組替え基準、事業仕分け・行政事業レビューの結果等を反映して、極力その中身を入れ替えるとともに、特別・重点要求の事業に財源を振り向けることにより、予算の「代謝」を促進する。

（5）ポリシーミックス原則

予算・事業の目的達成においては、総合特区制度、規制・制度改革、税制改正その他の政策手段との連携による総合的な効果発現を図る。

2. 日本再生に向けた予算配分の重点化

（1）優先分野の考え方

上記の基本原則を踏まえ、日本再生戦略に掲げられた政策目標を達成するため、分野別予算編成を推進し、政策単位での精査を行うことにより、最も効果的・効率的な手段を府省横断的に検討し、関連要求の重複を排除した上で、特別・重点要求を最大限確保する。

特に、日本再生戦略に示した新たな成長を目指すための重点 3 分野（グリーン、ライフ、農林漁業）については、中小企業の活力を活用しつつ、以下の考

え方に沿って重点化を図る。

① グリーン分野

グリーン分野に関しては、我が国の成長産業となることが期待されており、日本再生戦略に位置づけられた「グリーン成長戦略」に示した「2020年までに、50兆円以上の環境関連新規市場と140万人以上の環境分野の新規雇用を創出する」との目標の達成を実現すべく、市場競争の中でのダイナミックな発展や今後の世界的展開を視野に入れた事業を優先し、「革新的エネルギー・環境戦略」も踏まえ、以下の方針で取り組む。

- ・ 太陽、風、地熱、水、バイオマス等の自然の恵みを活用した再生可能エネルギーについて、本年7月に開始した固定価格買取制度（FIT）も踏まえ、今後の飛躍的な発展につながる取組みを中心に支援を図る。
- ・ 住宅やビルなどの民生部門、工場などの産業部門、自動車などの運輸部門の各部門における一体的な省エネの導入に向け、規制・制度改革と連携した革新的な省エネを促進する事業の支援を図る。
- ・ 国内の様々なエネルギー源を最大効率で活用できる社会をめざし、電力システム改革と相まって、スマートコミュニティなど需給一体となった面的なエネルギーの効率的利用を促進するための事業の支援を図る。
- ・ 上記を実現していく基盤である、グリーン部素材、蓄電池の開発や実用化に向け、高度化、低コスト化・普及を加速させる事業の支援を図る。

② ライフ（健康）分野

医療イノベーション5か年戦略の実現と、日本再生戦略に示した「2020年までに、医療・介護・健康関連サービスに見合う新市場50兆円と新規雇用284万人の創出」を実現すべく、革新的医薬品及び医療機器の創出並びに再生医療及び個別化医療の実現に係る施策等を推進し、最新の医療環境整備、医療関連市場の活性化と経済成長の実現、日本の医療の世界への発信を図る。

このため、アカデミア等の優れた研究成果を確実に医薬品の実用化につなげるため、オールジャパンでの創薬支援体制として創薬支援ネットワークを構築する。

また、iPS細胞等の再生医療への応用について基礎研究から実用化までの一貫した支援を実施し、世界に先駆けた再生医療の本格的実用化を進めるとともに、iPS細胞の創薬研究ツールとしての活用に向けた支援を進め、新薬開発の

効率性の向上を図る。

③ 農林漁業（6次産業化）

日本再生戦略に示した「2020年までに、6次産業化の市場規模10兆円と農林水産物・食品の輸出額1兆円水準の達成」を実現すべく、6次産業化による農林漁業の活性化に対する効果が高く、かつ、農林漁業成長産業化支援機構の活用、政策金融によるきめ細かな支援によっても十分に対応しきれない取組を優先する。また、従来から継続的に実施している事業ではなく、日本再生戦略に則った新規性のある事業を優先する。

農林漁業への新規就業促進は、高齢化の進展する我が国農林漁業の再生や6次産業化に必要な基礎的要素であり、青年就業者の定着に資するよう、制度の見直しを進めることを前提に必要な支援を実施する。

（2）選択と集中のための具体的な視点

特別・重点要求及びこれに関連する一般要求を含め、政策目的を一にする事業については、税制や規制改革の状況も踏まえつつ、以下の視点から府省横断的に検討し、政策効果の発現の見込みが最も高いと考えられる事業に原則として一本化するなど選択と集中を行う。

① 優先的に措置すべき事業（ポジティブ・チェック）

特別・重点要求として要求されている事業のうち、以下のような事業については、府省のシェア配分にとらわれず、優先的に措置するものとする。

- ・ 国民生活の向上や我が国経済の成長に具体的につながる定量的な目標（アウトカム）を所管府省が責任を持って設定し、その達成に向けたステップについて説明責任を負う事業
- ・ 事業の実施内容が地方や民間企業の自主裁量に基づくものではなく、国として事業の実施内容及び政策効果の発現に責任を持つことができる事業
- ・ 過去の類似事業の反省点を踏まえた政策効果の改善がなされている事業
- ・ 総合特区において具体的に活用される予定の事業（総合特区推進調整費を除く）
- ・ 総合特区制度の活用や規制改革や税制措置と併せて行うことにより、政策効果の発現が見込まれる事業（当該規制改革等を条件に優先事業とする）。

なお、府省間の重複を含め、要求内容が重複していると認められる事業をはじめ、政策目的を一にする事業の中で劣後すると考えられる事業については、特別・重点要求、一般要求に関わらず、厳格に対応する。また、仮に事業内容に必要性が認められる場合でも、最小の費用で最大の効果を発現するものとするよう、事業の効率化を図る。

② 一般要求と同列に扱うべき事業（ネガティブ・チェック）

特別・重点要求として要求されている事業のうち、以下のような事業については、原則として担当府省の一般要求と同列に取り扱う。具体的には、担当府省の一般要求を同額以上削減する場合に限り、措置するものとする。

- ・ 日本再生戦略に具体的な記載のない事業（日本再生戦略において規制・制度改革等とあわせて実施するものとされている事業のうち、当該規制・制度改革等が平成 25 年度までに実施される見込みのないものを含む）
- ・ 日本再生戦略に関連はあるものの、官庁の施設整備や事務費、調査費など、各府省の本来業務として従来から実施している事業
- ・ 各府省が従来から継続的に実施している事業であって、日本再生戦略を踏まえた新規の取組がなく、単に既定予算を量的に拡大しているに過ぎない事業（災害対策等において、東日本大震災を受けて取組を加速すべき特段の事情が具体的に認められるものを除く）
- ・ 国と地方の役割分担に照らし、国が実施すること又は国が補助金等の資金を拠出することに疑問がある事業
- ・ 一般要求に類似の事業がある場合において、当該類似の事業に比して、緊要性が劣後する事業

（3）無駄の排除

無駄の排除を徹底する。その一環として、行政刷新会議の「新仕分け」や行政事業レビューシート最終公表後の点検の結果を適切に反映させるものとする。

3. 既定経費等の見直し

上記 1. の基本方針に基づき、大胆な予算の組替えを行い、日本再生のための

予算の重点化を図るため、平成 25 年度概算要求組替え基準や中期財政フレーム（平成 25 年度～平成 27 年度）を踏まえ、特定の分野を聖域視することなく既定経費全般にわたり、制度改革を含めた制度の根幹にまで遡った見直しを行う。その際、行政刷新会議の「新仕分け」や行政事業レビューシート最終公表後の点検の結果を適切に反映する。

なお、復興予算（東日本大震災復興特別会計）については、「今後の復興関連予算に関する基本的な考え方について（平成 24 年 11 月 27 日復興推進会議決定）」に基づき、被災地の復旧・復興が最優先との方針のもとで、東日本大震災から現在までの諸情勢の変化を踏まえ、真に必要な事業に厳しく絞り込んでいく。絞り込みの結果、東日本大震災復興特別会計に計上しない予算を一般会計に計上する場合には、国会や行政刷新会議「新仕分け」の議論等を踏まえ、所要の見直しを行うこととする。

（以上）